

Ⅱ 自治体臨時・非常勤等職員の実態調査結果

(1) 調査結果は342,801人(1,104自治体=全自治体の59.5%)、推定総数は約60万人

調査自治体における臨時・非常勤の総数は342,801人である。(図1)

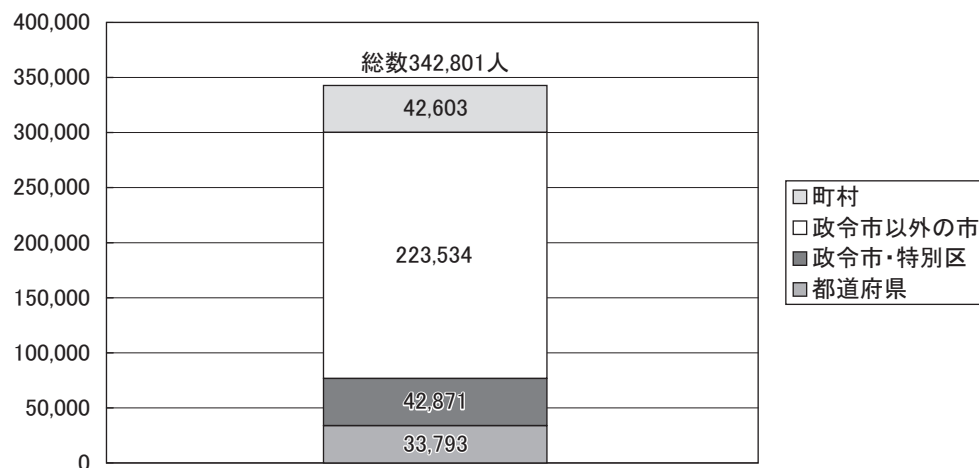
自治労は、はじめて未組織も含めたすべての自治体(都道府県・市区町村)を対象とした臨時・非常勤等職員(以下、臨時・非常勤)の全数調査を実施した。中間集約時点での有効回答は1,104自治体(都道府県26、市区町村1,078)で全自治体の59.5%(都道府県55.3%、市区町村59.6%)。回収は1,117自治体60.2%)で、半分以上をカバーしている。

集約された自治体が約6割であることから見れば、全自治体における臨時・非常勤等職員の総数は約60万人いると推定される。

総務省調査では、今回調査対象としなかった教員などを含めて497,796人(2008年4月1日基準)である。しかし、総務省調査は、任用期間6月未満、週勤務時間が20時間未満などを除外しており、これらが少なくとも2割以上を占めると考えられることから、臨時・非常勤の総数を約60万人と見ることは妥当である。

なお自治労組織基本調査では、自治体の臨時・非常勤は356,990人だが、最初から自治労未組織自治体を含んでいないことや、この場合も任用期間や勤務時間が短い職員をカウントしていない可能性が強い。

図1 臨時・非常勤等職員数(1,104自治体)



(2) 臨時・非常勤の比率は27.6%、市町村では3割を超える

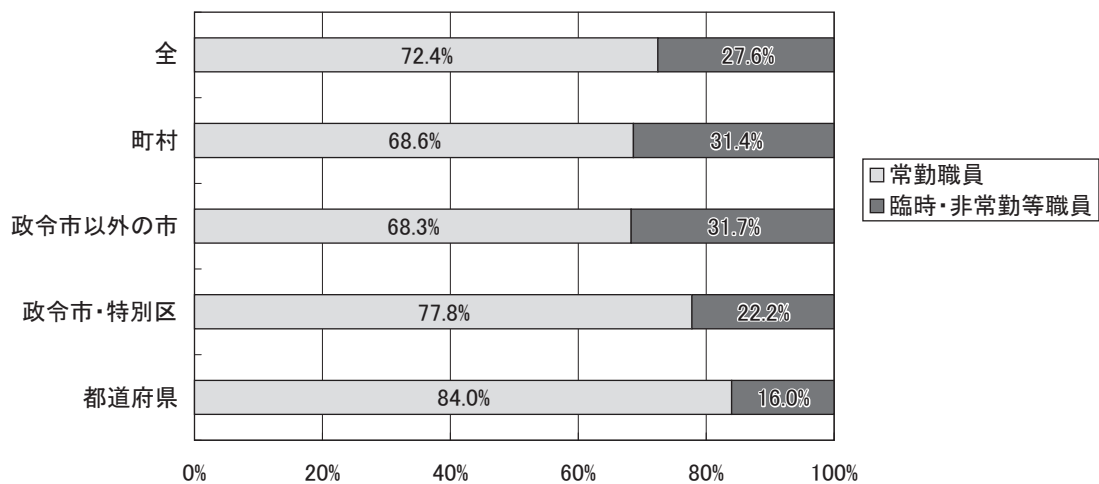
常勤職員と臨時・非常勤を合わせた全職員に対する比率は27.6%で、平均ではすでに4人に1人を上回っている。

県の臨時・非常勤の比率が16.0%と比較的低いものに対して、市(政令市・特別区を除く一般市。以下、「市」という場合は同じ)が31.7%、町村は31.4%と、平均3割に達する。(図2)

自治労組織基本調査では臨時・非常勤の比率は21.2%とやや低めに出ているが、前述のように任用期間や勤務時間が短い職員を除外している(組織化対照として捉えていない)可能性が強い。

自治体ごとの臨時・非常勤比率は相当のばらつきがあり、自治体ごとで臨時・非常勤の活用度合いが異なっていることが分かるが、5%刻みに見ると、最も多いのは30%以上35%未満が17.8%で、20%か

図2 臨時・非常勤等職員の比率



ら40%に6割が集中している。20%に満たない自治体は全体の2割に過ぎず、8割近くの自治体が臨時・非常勤職員を積極的に活用している。50%以上、すなわち常勤職員より臨時・非常勤の方が多い自治体が29ある。(表1)

表1 自治体毎の臨時・非常勤等職員比率

比率区分	自治体数	比率 (%)
50%以上	29	2.6%
50%未満45%以上	51	4.6%
45%未満40%以上	109	9.9%
40%未満35%以上	151	13.7%
35%未満30%以上	197	17.8%
30%未満25%以上	171	15.5%
25%未満20%以上	155	14.0%
20%未満15%以上	110	10.0%
15%未満10%以上	66	6.0%
10%未満5%以上	31	2.8%
5%未満	34	3.1%

(3) 人数が多いのは保育士、各種相談員、学童指導員はほとんどが臨時・非常勤

臨時・非常勤の典型的職種は、保育士54,381人で職種無回答を除く全臨時・非常勤の17.2%を占める。学校給食関係職員(調理員、栄養士、配膳員など)23,879人・7.6%、学童指導員18,531人・5.9%も多い。「事務、その他非現業業務」が125,498人・39.8%もあり、窓口事務職員なども相当人数に上ることが推定される。

常勤職員も含めた全職員の中で臨時・非常勤比率が高いのは、各種相談員(消費生活、年金など)92.6%、学童指導員90.4%、公民館職員64.3%、図書館職員62.7%である。学校給食関係職員57.2%、保育士51.3%も半数以上が臨時・非常勤である。(図3、4)

図3 職種別臨時・非常勤等職員数

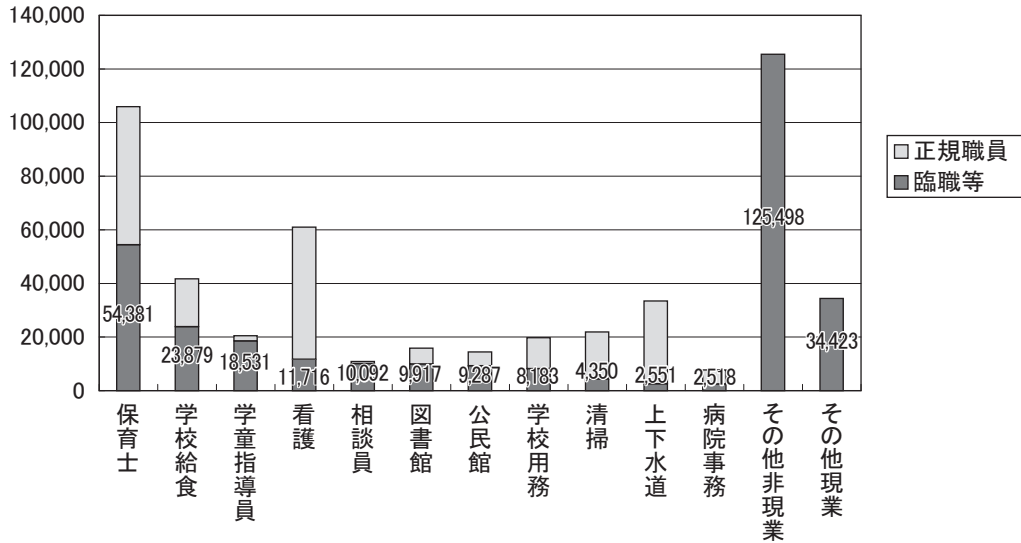
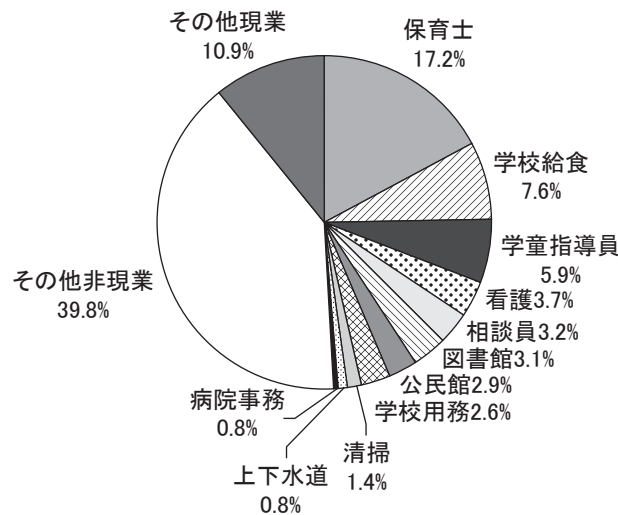


図4 臨時・非常勤等職員の職種分布



(4) 女性が8割を占める

臨時・非常勤はほとんどが女性というイメージが強いが、今回の調査で女性がほぼ8割（80.8%）、男性は5人に1人であることが明らかとなった。

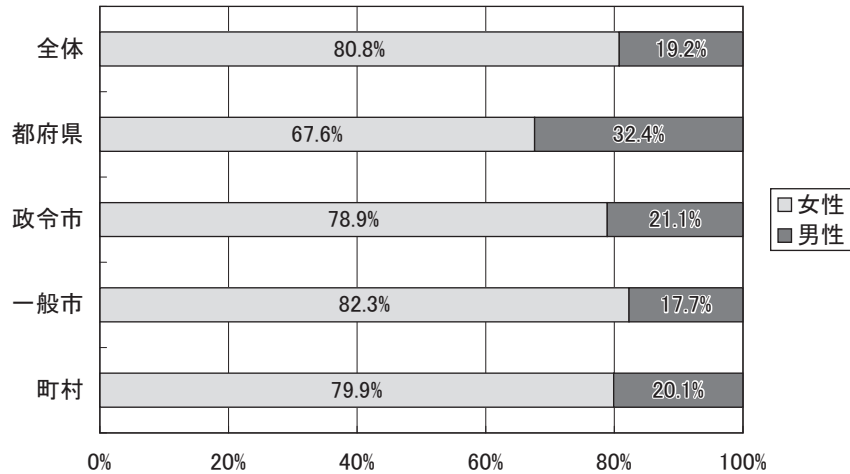
自治体区分別では、県の女性比率が67.6%と平均より若干低い。（図5）

職種別では、看護師・准看護師の女性比率が98.6%、保育士が98.1%、学校給食関係職員96.7%、学童指導員が92.1%、病院事務職員92.3%、図書館職員91.9%で、これらは典型的な女性職種といえる。これらの職種でもわずかながら男性職員がいることも注目される。

学校用務員の女性比率は63.5%、公民館職員62.3%、各種相談員61.3%で、男性も少なくない。清掃職員では男性比率が74.7%、水道・下水道関係職員56.4%とむしろ男性が多い。「その他の現業業務」では34.6%、「事務、その他非現業業務」23.4%と男性比率が全体平均より若干高い。

（いずれも、男女別人数の報告があったもののみを比較。）

図5 臨時・非常勤等職員の男女比



(5) 臨時職員と非常勤職員はほぼ半々、特別職非常勤と一般職非常勤の割合は二対一

臨時・非常勤の雇用上の法適用について、22条（臨時職員）、3条3項3号（特別職非常勤職員）、17条（一般職非常勤職員）、任期付短時間勤務職員、育児休業代替職員それぞれについて聞き、前三者については「〇〇と思われる職員」についても聞いた。

全体としては、22条＝臨時職員（「〇〇と思われる職員」も含む。以下同じ）が46.9%（158,145人）、3条3項3号＝特別職非常勤職員が32.5%（109,715人）、17条＝一般職非常勤職員が16.5%（55,739人）と、臨時職員と非常勤職員がほぼ半々で、非常勤職員のうち特別職と一般職の割合がほぼ二対一であることが分かった。（表2、図6）

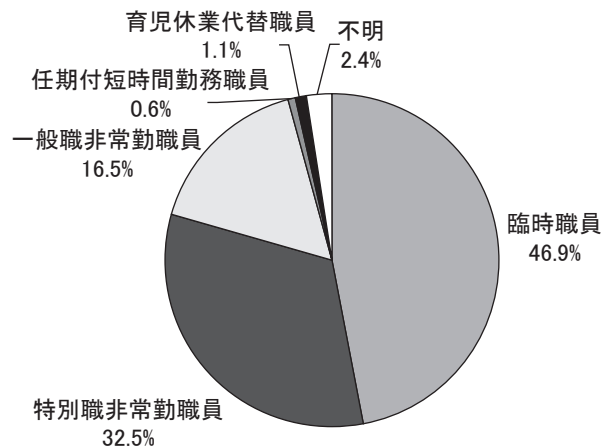
表2 臨時・非常勤等職員の雇用根拠法別人数・比率

A. 22条 (臨時職員)	Aと思 われる職員	B. 3条3号 (特別職非 常勤職員)	Bと思 われる職員	C. 17条 (一般職非 常勤職員)	Cと思 われる職員	任期付短 時間勤務 職員	育児休業 代替職員	不 明
138,936	19,209	103,634	6,081	46,632	9,107	2,078	3,713	8,139
158,145		109,715		55,739				
46.9%		32.5%		16.5%		0.6%	1.1%	2.4%

これを自治体区分ごとに見ると、県では臨時職員が19.3%しかおらず、特別職非常勤が64.2%、半数以上を占めている。政令市・特別区も同様の傾向にあり、臨時職員が26.9%、特別職非常勤71.5%で、一般職非常勤は1.1%と少ない。すべての県、政令市が同じ傾向にあるわけではないが、全員あるいは圧倒的多数を特別職非常勤に位置づけている自治体が多い。

これに対し、市では全体平均に近いが、一般職非常勤が平均よりやや多い（18.0%）のが特徴である。町村は臨時職員が64.5%、ほぼ3分の1とかなり多くなっており、非常勤は特別職

図6 臨時・非常勤等職員の雇用根拠法別比率



14.0%、一般職14.1%といずれもかなり少ない。

臨時・非常勤の法的位置づけについては、臨時・非常勤の実態に対応しておらず、運用も極めてあいまいで問題が多いことが指摘されてきた。今回の調査でも「〇〇と思われる職員」が計10.2%、法適用が不明な者が8,139人・2.4%、その他に法適用に関する回答のなかった者が5,272人と任用の法的根拠が明らかでない者が相当数出てきた。

この問題をさらに浮き彫りにするのは、臨時・非常勤の法的位置づけが自治体ごとにばらばらなことである。

臨時・非常勤の全員を22条＝臨時職員に位置づけている自治体が220（20.5%）、90%以上100%未満が137（12.8%）と合わせて全体の3分の1もある。一方で132（12.3%）の自治体が22条＝臨時職員を使っておらず、いても全体の2割に満たない自治体が113（10.5%）ある。

一方、全員を3条＝特別職非常勤に位置づけている自治体が23（2.1%）、その他に半数以上を特別職非常勤としている自治体が165（15.4%）ある。逆に一人も特別職非常勤を採用していない自治体は543（50.6%）と過半数にのぼる。

一般職非常勤は0人の自治体が721（67.1%）と3分の2を占めるが、1人以上いる自治体では低い割合から100%（30自治体・2.8%）までばらばらに分布している。（表3）

全体のほぼ半数は22条＝臨時職員である、推定で約30万人と思われる。しかし、臨時職員のすべてが「緊急の場合、臨時の職に関する場合」（地方公務員法第22条）に該当するとは考えられない。自治体によっては多用されている3条＝特別職非常勤、17条一般職非常勤も恣意的あるいは政策的選択として適用されていることは明白である。

表3 自治体ごとの雇用根拠法別占有率

	臨時職員		特別職非常勤職員		一般職非常勤職員	
100%	220	20.5%	23	2.1%	30	2.8%
100%未満90%以上	137	12.8%	21	2.0%	37	3.4%
90%未満80%以上	90	8.4%	21	2.0%	29	2.7%
80%未満70%以上	68	6.3%	30	2.8%	23	2.1%
70%未満60%以上	67	6.2%	40	3.7%	24	2.2%
60%未満50%以上	69	6.4%	30	2.8%	27	2.5%
50%未満40%以上	68	6.3%	32	3.0%	33	3.1%
40%未満30%以上	58	5.4%	36	3.4%	30	2.8%
30%未満20%以上	52	4.8%	60	5.6%	38	3.5%
20%未満10%以上	55	5.1%	85	7.9%	34	3.2%
10%未満0%超	58	5.4%	153	14.2%	48	4.5%
0%	132	12.3%	543	50.6%	721	67.1%

（6） 6割以上がフルタイムかそれに近い勤務時間

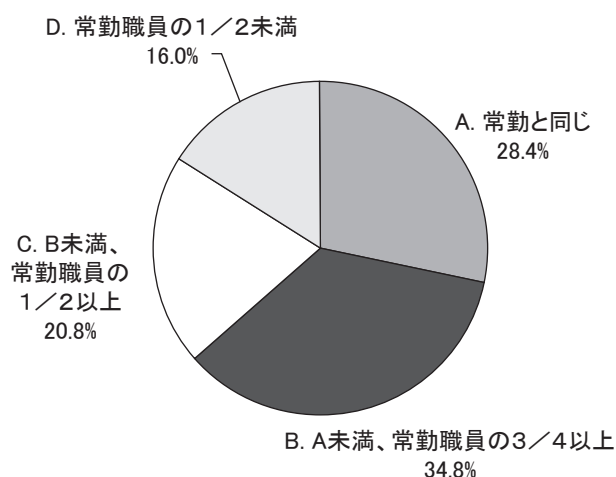
臨時・非常勤のうち完全フルタイム（常勤職員と同じ勤務時間）は28.4%（87,943人）、概ね週30時間以上が34.8%（107,584人）、合わせて63.2%と、6割以上となっている。

概ね週30時間以上に該当する職員が、国公の人事院規則に沿った「常勤職員の一週間当たりの勤務時間の四分之三を超えない」、つまりほぼ30時間労働なのか、あるいはむしろフルタイムに近い（一日7時間などフルタイムよりわずかに勤務時間が短い）のどちらに集中しているのかは、本調査からは分からない。「第4回臨時・非常勤等職員の現状と意識についてのアンケート調査」（2005年11月～2006年

表4 勤務時間別人数・分布

常勤との比較	A. 常勤と同じ	B. A未満、常勤職員の3/4以上	C. B未満、常勤職員の1/2以上	D. 常勤職員の1/2未満
全体	87,943 28.4%	107,584 34.8%	64,257 20.8%	49,569 16.0%
都府県	6,646 29.7%	12,032 53.8%	2,298 10.3%	1,387 6.2%
政令市	3,965 10.6%	15,683 42.0%	10,366 27.7%	7,344 19.7%
一般市	57,743 27.8%	71,532 34.4%	45,071 21.7%	33,669 16.2%
町村	19,589 47.1%	8,337 20.0%	6,522 15.7%	7,169 17.2%

図7 勤務時間別分布



1月)では、週当たり40時間が35.8%、35時間以上40時間未満が13.7%、30時間以上35時間未満が24.8%となっていることや、常勤職員よりわずかに勤務時間を短くして非常勤職員とする事例も多く見られることなどから、半数程度はフルタイムに近い労働と考えてよい。典型的なパートタイマーである週20時間未満は全体のわずか16.0%に過ぎない。

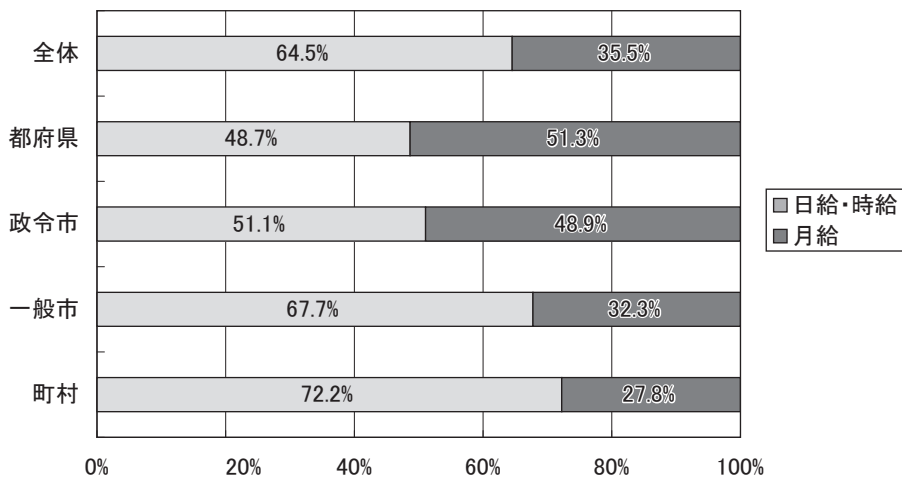
フルタイムの傾向は、町村でより強く表れており、完全フルタイムが47.1%である。また、県は短時間勤務者が少なく、完全フルタイムと四分の三以上の合計が83.5%となっている。一般市は全体平均に近いが、政令市・特別区は完全フルタイムが10.6%と低く、勤務時間に差をつけることで常勤職員との区別をつける意図が感じられる。(表4、図7)

(7) 臨時・非常勤等職員の多くは年収200万円以下

基本給(賃金・報酬)の支給形態が日給または時給が64.5%、月給が35.5%とほぼ二対一であることが分かった。

県は日給・時給型と月給型がほぼ半々で、自治体の規模が小さくなるほど日給・時給型が多く、月給型が少なくなる。(図8)

図8 日給・時給と月給の比率



日給または時給のうち、時間当たりの賃金が800円以下は24.3%、800円以上900円未満が30.8%、合わせて55.1%、半数は時給900円に届かない。時給900円未満の臨時・非常勤等職員が多いのは町村66.5%と県65.0%である。時給800円台が最も多いが、時給850円で週30時間程度（年間1500時間）では年収は130万円に届かない。（表5、図9）

月給では、14万円以上16万円未満が最も多く（26.2%）で、16万円未満が58.7%、10万円に満たない者が10.4%もいる。月給15万円で年収は180万円にしかならない。（表6、図10）

表5 日給・時給型の場合の賃金分布

	800円未満	900円未満	1000円未満	1500円未満	2000円未満	2000円以上
全 体	47,884	60,609	36,863	41,882	4,895	4,817
	24.3%	30.8%	18.7%	21.3%	2.5%	2.4%
都 府 県	4,032	3,366	1,035	1,795	409	736
	35.5%	29.6%	9.1%	15.8%	3.6%	6.5%
政 令 市	3,315	5,312	3,537	5,711	762	1,065
	16.8%	27.0%	18.0%	29.0%	3.9%	5.4%
一 般 市	30,010	42,938	27,786	29,807	3,251	2,716
	22.0%	31.5%	20.4%	21.8%	2.4%	2.0%
町 村	10,527	8,993	4,505	4,569	473	300
	35.8%	30.6%	15.3%	15.6%	1.6%	1.0%

表6 月給型の場合の賃金分布

	10万円未満	12万円未満	14万円未満	16万円未満	18万円未満	20万円未満	20万円以上
全 体	11,283	6,027	18,078	28,428	18,743	10,947	15,195
	10.4%	5.5%	16.6%	26.2%	17.2%	10.1%	14.0%
都 府 県	908	475	1,550	3,426	1,423	496	1,183
	9.6%	5.0%	16.4%	36.2%	15.0%	5.2%	12.5%
政 令 市	3,350	771	1,881	3,744	3,410	2,852	4,131
	16.6%	3.8%	9.3%	18.6%	16.9%	14.2%	20.5%
一 般 市	5,986	4,198	12,604	18,228	11,765	6,669	8,378
	8.8%	6.2%	18.6%	26.9%	17.3%	9.8%	12.4%
町 村	1,039	583	2,043	3,030	2,145	930	1,503
	9.2%	5.2%	18.1%	26.9%	19.0%	8.2%	13.3%

図9 日給・時給型の賃金

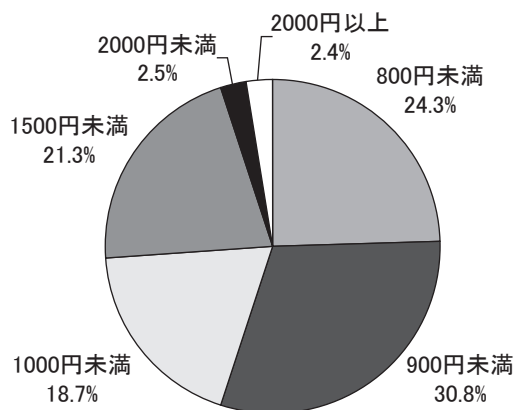


図10 月給型の賃金

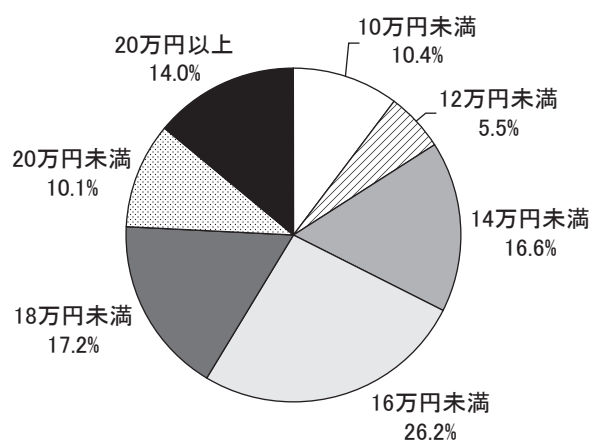


表7 諸手当の支給率

	通勤費	一時金	退職金
全 体	47.2%	27.1%	2.4%
都 府 県	39.2%	16.0%	1.9%
政 令 市	54.1%	14.0%	0.0%
一 般 市	47.8%	30.9%	2.7%
町 村	33.3%	29.3%	3.5%

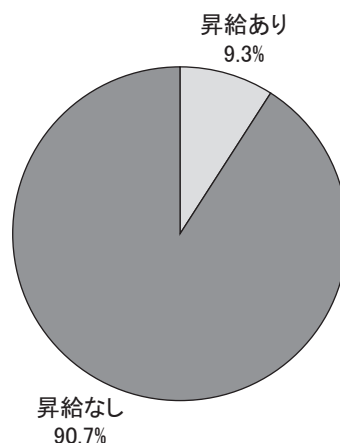
臨時・非常勤等職員の圧倒的多数は年収200万円以下のワーキングプアであり、年収200万円を超える者は多く見積もっても全体の2割程度しかない。

約4分の1、287の自治体に何らかの昇給制度があるが、対象職員は31,640人、わずか9.3%である。

(図11)

通勤費が支給されている者は47.2%で半数に達せず、一時金が27.1%、退職金はわずか2.4%である。通勤費では、町村33.3%、県39.2%が少ない。一時金は一般市30.9%、町村29.3%は平均を上回っているが、政令市・特別区は14.0%、県は16.0%と低い傾向にある。退職金ではこの傾向はよりはっきりしており、政令市・特別区はなし(0%)、県は1.9%である。(表7)

図11 昇給制度の有無



(8) 勤続3年以上が三割、1年未満が4割

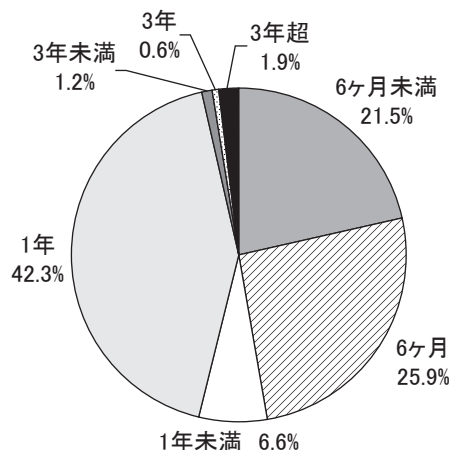
契約期間は、一年の者が42.3%、六ヶ月の者が25.9%であり、六ヶ月に満たない短期契約の者が21.5%ある。(表8、図12)

表8 契約期間の分布

	6ヶ月未満	6ヶ月	1年未満	1年	3年未満	3年	3年超
全 体	21.5%	25.9%	6.6%	42.3%	1.2%	0.6%	1.9%
都 府 県	23.6%	11.0%	4.3%	54.0%	3.2%	0.0%	3.9%
政 令 市	26.2%	9.4%	7.7%	55.3%	0.4%	0.0%	0.9%
一 般 市	21.0%	29.0%	5.8%	40.8%	1.1%	0.8%	1.5%
町 村	18.1%	34.4%	10.7%	30.8%	1.4%	1.0%	3.6%

実際の勤続期間は3年以上の者の合計が3割(31.7%・84,446人)に達しており、5年以上17.8%、10年以上6.7%と少なくない臨時・非常勤がすでに長期勤続となっている。逆に勤続期間が1年に満たない者は、39.6%(105,546人)で、このうちかなりの部分が1年以内で雇用止めされる層であると考えられる。勤続が3年に満たない者が7割近く(68.3%・182,109人)あるということは、臨時・非常勤は長くても3年までとする慣行があることを示している可能性もある。(表9、図13)

図12 契約期間の分布



自治体区分で特徴的なのは、政令市・特別区で1年

表9 勤続期間の分布

	6ヵ月未満	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上
全 体	22.2%	17.4%	28.7%	13.9%	11.1%	5.3%	1.3%
都 府 県	16.7%	12.2%	37.4%	20.7%	8.8%	2.6%	1.5%
政 令 市	34.0%	11.1%	22.0%	11.2%	13.8%	6.1%	1.8%
一 般 市	21.4%	18.5%	29.3%	13.7%	10.5%	5.3%	1.3%
町 村	19.1%	19.5%	27.2%	14.3%	12.9%	6.2%	0.9%

未満の者が45.1%（うち6ヵ月未満34.0%）と比較的
多く、逆に県は1年未満が28.9%と継続雇用の者が多
い傾向にある。

地公法第22条は臨時職員の任用期間を「6月をこえ
ない期間」と定め、「6月をこえない期間で更新する
ことができる」として1年以内の任用を定めている。
しかし、22条が適用されている者は46.9%であるの
に対し、1年以内で雇用止めされる者は39.6%しかい
ない。少なくとも、この差である7%程度の臨時職員は
1年を超えて雇用されている。1年以内には臨時職員
以外（非常勤など）も含まれていることから、臨時職
員に関する最大1年以内という規定は多くの自治体で
守られていないことになる。臨時職員のうちのかなり
の部分が短い雇止め期間を挟んで反復雇用されたり、異なる自治体や職場を渡り歩くことによって1
年以内の規定をクリアしている実態も知られている。

非常勤は1年契約が多いと考えられるが、公務員関係法規にとくに定めはなく、労働基準法（かつて
1年上限であったが、現在は3年上限）が準用されている。自治体の規則などに非常勤の任用期間を1
年以内と定めている例も見られる。

契約期間を定めていない例もあるが、事例としてはわずかである。また、契約期間を3年を超える期
間で定めているもの、あるいは定めていなくとも内規、慣例として5年、7年を最大の雇
用継続期間としている自治体もあるが、これは労働基準法から見て問題である。

雇用契約期間と比べ、実際の雇用期間が長
くなっているのは、雇用契約が更新されてい
ることを示す。短期間に限定された業務でな
い限り、短い雇用期間ごとに労働者を入れ替
えることは合理的でなく、業務に精通した職
員を継続的に雇用していくことが望ましい。

臨時・非常勤を継続的に雇用することを優
先しているか、雇止めを原則としているか
は、自治体によって大きく異なる。継続雇用
を大幅に認めている自治体（勤続が3年以上
の臨時・非常勤が40%以上）がほぼ36.6%で

図13 契約期間の分布

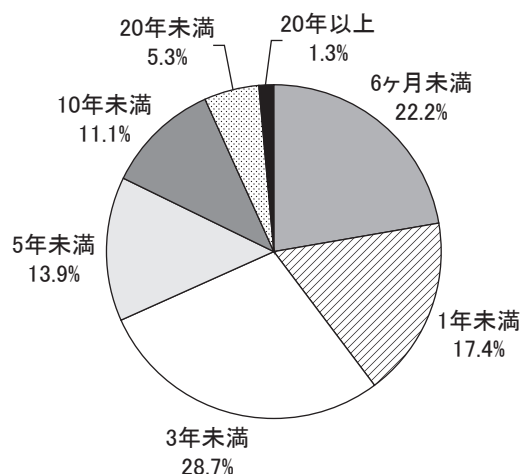


表10 自治体ごとの期間分布

	1年未満		3年以上	
100%	94	8.5%	7	0.6%
100%未満90%以上	26	2.4%	7	0.6%
90%未満80%以上	28	2.5%	29	2.6%
80%未満70%以上	45	4.1%	36	3.3%
70%未満60%以上	39	3.5%	74	6.7%
60%未満50%以上	58	5.3%	112	10.1%
50%未満40%以上	66	6.0%	139	12.6%
40%未満30%以上	123	11.1%	111	10.1%
30%未満20%以上	192	17.4%	97	8.8%
20%未満10%以上	153	13.9%	72	6.5%
10%未満0%超	82	7.4%	62	5.6%
0%	198	17.9%	358	32.4%

ある一方、3割（32.4%）の自治体では勤続3年以上は一人もいない。臨時・非常勤の全員が1年未満の勤続である自治体も約1割（8.5%）ある。雇用継続・非継続に関して、自治体の政策は大きなゆらぎのなかにある。（表10）

本調査の対象だけで8万人以上が3年以上の雇用継続状態にあり、全国で十数万人が継続的に雇用されていることが推定される。

（9）方針が不明確な自治体

他の調査に見られるように臨時・非常勤は、常勤職員の定数抑制と平行して、近年、市区町村で増大しているが、「臨時・非常勤等職員の雇用者数を増やす方針を持っていますか」の問いに対し、「もっている」と明快に答えたのはわずか10.4%である。「どちらともいえない」と答えた自治体が53.3%、「もっていない」と答えた自治体は34.3%だが、多くの自治体は臨時・非常勤を実際に増やしている。

任期付短時間勤務職員制度を導入している自治体は192自治体（17.6%）、実際に職員を任用している自治体は56自治体、職員数はわずか2,078人（0.6%）である。今後導入を計画している自治体もわずか5.2%であり、ほとんどのこの制度は活用されていない。

臨時・非常勤の処遇改善を実施している自治体は21.4%（233自治体）、計画が7.1%（77自治体）、合わせて28.4%にすぎず、「どちらともいえない」が37.3%である。

自治体の多くは、臨時・非常勤についての基本方針を持たない状態にあるといえるだろう。（表11）

表11 臨時・非常勤職員調査

臨時・非常勤等職員を増やす方針を持っていますか

	自治体数	比率
持っている	113	10.4%
持っていない	374	34.3%
どちらともいえない	581	53.3%

任期付短時間勤務職員制度を導入していますか

	自治体数	比率
導入している	192	17.6%
計画している	57	5.2%
方針はない	637	58.4%
どちらともいえない	181	16.6%

処遇を改善する計画を持っていますか

	自治体数	比率
計画している	77	7.1%
現在取り組み中	233	21.4%
計画していない	349	32.0%
どちらともいえない	407	37.3%

（10）臨時・非常勤等職員の正しい位置づけと雇用安定・労働条件確保が必要

臨時・非常勤等職員は、全職員の27.8%を占め、政令市を除く一般市と町村では平均で3割を超えている。その総数は50万人を超えると推定され、常勤職員より臨時・非常勤の方が多い自治体すら出始めている。しかも、臨時・非常勤の6割以上はフルタイムかそれに近い状態で業務に就いており、3割は勤続3年を超えている。すでに自治体行政は常勤職員と臨時・非常勤の混合で担われている実態にあると言ってよい。

とりわけ、特定の職種ではほとんど全員か（各種相談員、学童指導員）、半数以上（保育所、学校給食、図書館、公民館）が臨時・非常勤という実態にあり、欠くことのできない戦力となっていることは否めない。

臨時・非常勤等職員の6割以上はフルタイムかそれに近い勤務となっており、3割はすでに3年以上の勤続期間がある。臨時・非常勤のかなりの部分はすでに基幹的労働力となっている。

一方、賃金は日給・時給型（全体の6.5割）の半数が900円に届かず、月給型では5.5割が16万円に届かない。臨時・非常勤の多くは年収200万円以下であり、いわゆるワーキングプアに該当する労働者が

多く含まれている。

このように自治体臨時・非常勤が基幹的労働力となっているにもかかわらず、賃金が抑えられ、雇用の安定がはかられないのは、その位置づけが正しく与えられていないからである。形式の上では、22条＝臨時職員がほぼ半数、特別職非常勤が3分の1、一般職非常勤が6分の1であるが、これらの区分は合理的根拠を持たず、自治体ごとに恣意的・便宜的に運用されている。

このような臨時・非常勤の実態は、良質な労働力を確保し、質の高い自治体行政サービスを実施していくうえで、大きな問題をはらんでいる。また、自治体臨時・非常勤そのものが決して少数とはいえない地域の労働者・住民であり、ディーセントワークの実現は、自治体の責務である。自治体行政の小さくない領域を担う臨時・非常勤職員の果たす役割に正当な評価を与え、制度面での整備を進めていくことが求められる。

(文中および表中の「政令市」は「政令指定都市及び特別区」、「一般市」は政令指定都市を除く市である。)

(それぞれの比率は、該当数の回答の無かったものを除いた合計を分母として算出している。)

(総務省調査は、2008年4月1日を基準日として、実施されたもの。「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会」の作業の一環として公表された。調査対象は、教員などを含む「全地方公共団体」で「任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかかつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員」。任期付短時間勤務職員は調査対象から除かれている。(http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/pdf/090123_7_3.pdf))

(自治労組織基本調査は、ほぼ3年に一度実施されているが、2006年6月1日基準の調査を参照している。調査対象は、自治体(都道府県・市区町村・一部事務組合)を含む自治労組織のある職場・事業所。)

(「第4回臨時・非常勤等職員の現状と意識についてのアンケート調査」は、全国からサンプリングした単組または支部の職場にいる合計1万人の臨時・非常勤等職員への直接アンケート方式。回収率は35.3%。)

各県本部ごとの提出自治体数

県本部	都道府県	特別区・政令市	政令市以外の市	町村	計
北海道			23	56	79
青森			6	19	25
岩手	1		7	5	13
宮城		1	4	4	9
秋田	1		6	5	12
山形	1		9	18	28
福島			9	40	49
新潟		1	16	8	25
群馬	1		5	9	15
栃木	1		9	11	21
茨城			17	11	28
埼玉	1	1	35	27	64
東京	1	17	13		31
千葉		1	6	1	8
神奈川			9	3	12
山梨	1		11	11	23
長野	1		13	23	37
富山			9	2	11
石川	1		7	2	10
福井			5		5
静岡		2	14	9	25
愛知		1	21	18	40
岐阜	1		19	18	38
三重			11	11	22
滋賀			4	2	6
京都	1	1	1	2	5
奈良	1		8	25	34
和歌山			6	10	16
大阪	1		23	9	33
兵庫	1	1	23	11	36
岡山	1		6	5	12
広島	1	1	13	9	24
鳥取			4	15	19
島根	1		8	13	22
山口			6	5	11
香川	1		8	7	16
徳島	1		8	15	24
愛媛				1	1
高知	1		8	11	20
福岡			16	25	41
佐賀	1		10	8	19
長崎	1		13	9	23
大分	1		13	2	16
宮崎	1		8	16	25
熊本			3	17	20
鹿児島	1		18	25	44
沖縄	1		8	11	20
計	27	27	499	564	1,117